



市職員を募集 (平成29年4月1日採用予定)

職種・採用予定数 ○一般行政職事務職(上級)…14人○一般行政職事務職(上級:自己推薦)…若干名○一般行政職技術職(土木)…5人○福祉総合職(社会福祉士)…3人○保健師…若干名○文化財主事(埋蔵文化財)…若干名○学芸員(鳥類)…若干名○司書…若干名○消防士(救急救命士含む)…3人

試験日 9月18日(日) 試験会場 中央学院大学

受付期間 8月12日(金)まで(消印有効)

申込方法 試験申込書等(総務課、各行政サービスセンターに用意。市ホームページからダウンロード可)に長形3号の返信用封筒(392円切手を貼付し宛先を明記)を同封の上、〒270-1192市役所総務課(住所省略可)へ簡易書留で郵送(持参不可)。*受験資格、提出書類など詳しくは市ホームページまたは総務課へお問い合わせください。

☎ 総務課・内線232

「原爆写真と折り鶴」展と「被爆71周年平和祈念式典」のご案内

戦争を知らず、広島と長崎に原爆が投下されたことも知らない世代が増え、戦争や被爆の記憶が薄れつつある今日、唯一の原爆被爆国民として、戦争や原爆の恐ろしさを忘れることなく永く後世に伝えていくことが大切です。恒久平和と核兵器廃絶を願い、ぜひお互いあわせの上ご来場ください。

「原爆に関する写真と平和祈念の折り鶴」展
期間 8月8日(月)～22日(月)
場所 アビスタ1階ス

「原爆71周年平和祈念式典」
日時 8月13日(土)午前9時30分～
場所 手賀沼公園内「平和の記念碑」前(雨天実施)
内容 祈念式典、献花、黙とう(テント・椅子を用意)*※ノーネクタイでご参加ください。
費用 無料(申込不要)
被爆71周年平和祈念式典DVD上映会
日時 8月13日(土)午前10時40分～
場所 アビスタホール(入場無料)
内容 平和に関するアニメ「ちいちゃんのかげおくり」「つるのつて」とも子の冒険」
定員 当日先着1500人
☎ 社会福祉課・内線645、原爆被爆者の会・宮田 ☎718214930

追悼と平和を祈り黙とうを
8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。また、8月6日は広島に、9日は長崎に原爆が投下された日です。それぞれの日には、戦没者・原爆死没者の追悼と恒久平和を祈り、黙とうをささげましょう。
☎ 社会福祉課・内線645

子ども医療費助成受給券の年度更新について

0歳～中学3年生のお子さんを対象に、県内の医療機関を受診する場合、健康保険証と一緒に提示すると、窓口での自己負担が200円または無料となる「子ども医療費助成受給券」を発行しています。
8月1日から使用できる新しい受給券は、7月25日に対象となる方に郵送しました。届いていない場合はお問い合わせください。
☎ 子ども支援課・内線852

マイナンバー業務
休日開庁日のお知らせ
日時 8月27日(土)午前9時～午後4時
場所 市役所市民課(本庁舎1階)
受付業務 マイナンバーカードの交付・申請、市役所に郵送戻りになった通知カードの交付
*マイナンバーカードの申請は任意です。
☎ 市民課・内線406、422

「児童扶養手当」現況届を忘れずに!!

「児童扶養手当」の認定を受けている方は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。対象の方には、案内を送付しましたので、期限内に必ず提出してください。届出がないと、8月分以降の手当を受給することができません。また、2年間届出がないと手当を受ける権利がなくなりま

ご存じですか? 人権擁護委員

人権擁護委員は、市民の中から市長が推薦し、法務大臣が委嘱する民間のボランティアで、人権相談や人権尊重のための啓発活動などを行っています。
7月1日付けで、人権擁護委員として山宮文昭さんが新たに委嘱され、蒲田知子さん、根本八重子さんが再任されました。
人権相談は無料で、秘密は固く守られます。虐待や差別など、人権に関する問題で困りの方は、お気軽にご相談ください(事前電話予約の方優先)。
日時 毎月第4木曜日 午前10時～午後3時
場所 市役所西別館2階相談室
☎・☎ 電話で社会福祉課・内線432

- ◎市の人権擁護委員(敬称略)
山宮 文昭(新任)
蒲田 知子(再任)
根本八重子(再任)
寺山 竜介(任期中)
木川 敏子(任期中)
中嶋 康貴(任期中)
菅藤 行雄(任期中)
高橋 英俊(任期中)

バリアフリーの商店を募集

障害のある方や高齢の方、小さなお子さん連れの方などの外出の助けになるよう、市内施設の情報をバリアフリーおでかけマップ「らっく楽!あびこ」に掲載しませんか?
このマップに新たに掲載を希望する商店などを募集します。詳しくはお問い合わせください。
※「バリアフリーおでかけマップ」は市ホームページ右側「よく利用される情報」に掲載しています。
対象店舗 不特定の人が利用でき、次のバリアフリー基準のうち、2項目以上に該当している商店など
バリアフリー基準 ①入口に2cmを超える段差がない、またはスロープを設置し、車いすでも利用できる。②入口が自動ドアである。③入口の幅が80cm以上で、車いすが通過できる。④施設内の通路幅が広く(主要な通路が80cm以上)、車いすでも移動できる。⑤エレベーターやエスカレーターがある。⑥手すりがついたトイレがある。⑦車いすでの利用に対応した広さのトイレがある。⑧オストメイトや乳幼児に配慮したトイレがある。⑨障害者専用の駐車スペースがある。⑩点字誘導ブロックが設置されている。⑪点字案内による表示がある。⑫手話ができる店員がいる。⑬テーブルやいすが移動可能で、車いすでも利用できる。⑭車いす利用者や高齢の方が利用しやすい低いカウンター(70cm～80cm程度)がある。⑮貸し出し用の車いすがある。⑯バリアフリー以外で、障害を持つ方や高齢の方に対する配慮をしている。
☎・☎ 専用の申込用紙(障害者福祉センターに用意、または市ホームページからダウンロード)を8月15日(月)必着で、〒270-1112新木1637障害者福祉センターへ郵送。☎7185-1124

空家等の実態調査を実施～ご理解・ご協力をお願いします～
市内における空家の実数および状態を把握し、今後の空家等の対策を検討するため、実態調査を実施します。
調査範囲 市内全域 調査方法 調査員による外観調査
調査期間 8月中旬～平成29年3月下旬
※調査は市が委託した業者の調査員が行います。調査員は、市発行の調査員証を携帯し、腕章・名札などを着用しています。
☎ 市民安全課・内線486